

河川水水質検査の結果をお知らせします。

町では年1回、河川水の環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)についての水質調査を行っています。

水質はその時の河川の状況や天候に影響されやすく、いくつかの項目で基準値を上回った箇所があります。

川は地球の宝物です。いつかは私たちに戻る水です。町民全員で美しい川を守っていきましょう。

検査項目	単位	環境基準	1. 百目鬼川上流 (内町・北浦橋)	2. 大羽川上流 (下大羽・柏木橋)	3. 大羽川下流 (風戸橋)	4. 七井下川 (国道123号線下)	5. 星の宮用水 (リズム時計北側)
調査日	-	-	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30
天候	-	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
PH	-	6.5~8.5	7.5	7.5	7.4	7.7	7.6
BOD	mg/l	2以下	0.7	0.5	0.6	2.2	0.5
COD	mg/l	3以下	3.7	2.5	2.6	7.3	2.7
SS	mg/l	25以下	7.8	5.3	4.0	1.3	1.5
DO	mg/l	7.5以上	8.0	8.7	9.3	11.0	9.8
大腸菌数	CFU/ 100ml	300CFU/ 100ml以下	140	250	60	110	110
検査項目	単位	環境基準	6. 小宅川(下町後)	7. 壇用水 (東田弁向原)	8. 神崎川 (長堤西山)	9. 鏡橋(長堤)	10. 本沼(県境、霞ヶ浦関係)
調査日	-	-	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30
天候	-	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
PH	-	6.5~8.5	7.6	7.5	7.9	7.7	7.9
BOD	mg/l	2以下	0.5	1.2	1.0	0.5	0.5
COD	mg/l	3以下	3.5	6.3	4.2	3.8	2.2
SS	mg/l	25以下	3.5	21.0	7.5	5.4	1.0
DO	mg/l	7.5以上	8.6	7.5	9.1	8.6	9.1
大腸菌数	CFU/ 100ml	300CFU/ 100ml以下	80	280	62	37	18
検査項目	単位	環境基準	11. 松本川 (松本・けん橋)	12. 山本・境(県境、霞ヶ浦関係)	13. ぐみ川 (十六橋)	14. 新町用水 (益子駅南)	15. 百目鬼川下流 (新町・国道294号線上)
調査日	-	-	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30
天候	-	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
PH	-	6.5~8.5	7.7	7.4	7.4	7.6	7.7
BOD	mg/l	2以下	0.6	0.5	0.6	2.0	0.5
COD	mg/l	3以下	3.9	2.4	7.5	6.1	3.4
SS	mg/l	25以下	4.9	2.5	8.0	14.0	5.3
DO	mg/l	7.5以上	8.9	8.2	7.5	7.3	8.5
大腸菌数	CFU/ 100ml	300CFU/ 100ml以下	180	93	16	700	420
検査項目	単位	環境基準	16. 星の宮住宅排水 (金比羅池北側水路)	17. 小貝川 (紅取橋)	18. 小貝川 (新橋)	19. 弁天池付近 (星の宮)	20. 大平農業用水路 (大平)
調査日	-	-	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30	R7.9.30
天候	-	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
PH	-	6.5~8.6	7.0	8.2	8.2	7.4	7.2
BOD	mg/l	2以下	2.0	1.0	0.8	3.2	0.5
COD	mg/l	3以下	8.4	5.5	5.2	5.8	3.9
SS	mg/l	25以下	3.5	5.1	9.3	6.4	3.3
DO	mg/l	7.5以上	5.9	10.0	10.0	5.3	8.5
大腸菌数	CFU/ 100ml	300CFU/ 100ml以下	1	410	34	1	96

用語の解説

水素イオン濃度(PH)	水の酸性とアルカリ性を示す指標で、中性は7.0、酸性の場合は7.0より小さく、アルカリ性の場合は7.0より大きくなります。
生物化学的酸素要求量(BOD)	河川の汚れ具合を示している指数です。水中の汚れ(有機性汚濁物質)が微生物によって分解されるときに必要な酸素量です。この数値が大きいほど川は汚れていることがあります。
浮遊物質量(SS)	水に溶けないでその中に浮遊している物質で、水の濁りの原因となります。
溶存酸素量(DO)	水に溶け込んでいる酸素量です。水温、塩分、気圧等に影響され水温が高くなると減少します。魚類等の水棲生物や河川の自浄作用には不可欠な成分です。
大腸菌数	水中の大腸菌数は、人などによる糞便汚染の指標として使われています。
環境基準	環境基準法に基づき人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められているものです。